

## 令和 5 年度芽室高校との意見交換会実施要領（案）

### 1 趣 旨

令和 5 年度議会活性化計画主要事業の 1 つに「多様な議員のなり手実現に向けての環境創出」を掲げ、活性化施策「多様な議員のなり手実現に向けての検証」において、「高校生との連携事業等についての目的の明確化と事業内容の協議、検討」を取組み内容として定めていることに基づき、今年度の事業を実施する。

### 2 目 的

生徒との意見交換を通じて「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

### 3 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第 3 条第 6 号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念）
- (3) 芽室町議会基本条例第 8 条第 1 項（町民参加及び町民との連携）

4 日 程 令和 5 年 1 2 月 1 9 日（火） 1 5 : 4 5 ~ 1 6 : 4 5

5 場 所 芽室高校（会議室）

6 テーマ 「議会だより・SNS 等、魅力ある議会広報について」

### 7 参加者

- (1) 高 校 調整中（例年：新聞局員、生徒会）
- (2) 議 会 8 名  
（総務経済常任委員会 3 名／厚生文教常任委員会 3 名／議会運営委員会 2 名）

### 8. 事業の留意事項

- ・参加議員は会議録をまとめる。議員全員で会議録を共有する。
- ・事業の目的達成のために、いただいた意見の取り扱いについて議員間討議を実施し、今後の議会広報の取組みに可能な限り反映させる。